



TOYOTA TSUSHO MEXICO, S.A. DE C.V.

サプライヤー・サステナビリティ 行動規範

バージョン3.0 | 2025年5月改訂版



改訂履歴

承認日	バージョン	改訂の説明
2023年3月	1.01	初版 サプライヤー行動規範と社会的責任
2023年10月	2.0	サプライヤー・サステナビリティ行動規範 (SSCOC) に名称変更 本SSCOCの内容は、サステナビリティに関する追加のトピックを網羅し、実施と監視に関する期待を明確化するために、再編成され拡大されました。バージョン2.0に追加された新しいセクションは次のとおりです。 ・ ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン ・ 地域コミュニティ ・ 機密情報および知的財産 ・ プライバシー、情報セキュリティ、テクノロジー ・ マネジメントシステム ・ 懸念事項の報告 ・ トレーニング
2025年5月	3.0	このSSCOCの内容は、人権と労働慣行および倫理とビジネスのインテグリティの章の変更を含む、追加のトピックをカバーするように再編成および拡大されました。バージョン3.0に追加された新しいセクションは次のとおりです。 ・ ビジネス継続性 ・ 利益相反 ・ 動物福祉/実験 ・ 食品安全・品質&リコール

目次

はじめに	4
懸念事項の報告	5
01 人権・労働慣行	6
非自発的労働と強制労働	7
児童労働	7
労働時間と報酬	8
差別禁止とハラスメント禁止	8
ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン	8
結社の自由	8
健康と安全	9
地域コミュニティ	9
環境保護	9
02 倫理とビジネスインテグリティ	10
法令遵守	11
腐敗防止	11
独占禁止	11
ビジネス継続性	11
利益相反	11
機密情報および知的財産	11
プライバシー、情報セキュリティ、テクノロジー	12
動物福祉 / 動物実験	13
食品安全・品質 & リコール	13
責任ある鉱物の調達	13
03 実施と監視	14
マネジメントシステム	15
出版物	15
モニタリングとコンプライアンス	15
トレーニング	15
付録 I: サプライヤーのデューデリジェンス — 強制労働防止	16
A. 背景	16
B. サプライヤーのデューデリジェンスの強化	16
C. 責任ある調達に関するサプライヤーへの追加ガイダンス	17
D. サプライチェーンのマッピング情報およびトレーサビリティに関する文書	17
付録 IA: リスクのより高い調達国	18
付録 IB: リスクのより高い製品	19

はじめに

本サプライヤー・サステナビリティ行動規範は2025年5月15日に発効され、以下の「顧客」ボックスに記載されている各企業（総称して「顧客」という）により採択され、すべての商品のサプライヤーおよびサービスプロバイダー、ならびにその下位層の直接および間接サプライヤーおよびサービスプロバイダー（総称して「サプライヤー」という）、その従業員、請負業者、下請業者（総称して「労働者」という）に適用されるものとします。

サプライヤーには以下が含まれます
(ただし、これらに限定されません)。

- ・代理店および仲介業者
- ・販売業者
- ・ライセンサーとライセンシー
- ・原材料、その他の商品およびサービスを顧客に対し、顧客のために、あるいは顧客に代わって提供する当事者
- ・生産者、製造業者、生産者、精製業者、金属および鉱業会社
- ・機器サプライヤー
- ・ベンダーと下請業者
- ・サブティアの直接サプライヤーと間接サプライヤー



商品やサービス
を提供している
企業

顧客には以下の企業が含まれます。

- ・Cactus Automotive Service De Mexico, S. de R.L. de C.V.
- ・Camex LL, S. de R.L. de C.V.
- ・Techno Steel Processing de Mexico, S.A. de C.V.
- ・TK Logistica de Mexico, S. de R.L. de C.V.
- ・Toyota Tsusho Corporation de Mexico, S.A. de C.V.
- ・Toyota Tsusho Guanajuato Processing, S.A. de C.V.
- ・Toyota Tsusho Mexico, S.A. de C.V.
- ・Toyota Tsusho Nexty Electronics Mexico, S.A. de C.V.
- ・Toyota Tsusho Processing de Mexico S.A. de C.V.
- ・Toyotsu Smelting Technology Mexico S.A. de C.V.
- ・TT Assembly Mexico, S.A. de C.V.
- ・TT Green Metals Mexico, S.A. de C.V.
- ・TY Optics Mexico, S.A. de C.V.
- ・Other subsidiaries of Toyota Tsusho Mexico, Inc. as organized from time to time

労働者には以下が含まれます。

- サプライヤーの従業員
- サプライヤーの請負業者
- サプライヤーの下請業者
- サプライヤーの臨時労働者

サプライヤーとして、皆様の会社は上記に挙げられている顧客と取引を行い以下のことを約束します。

国内外を問わない、ビジネスのあらゆる側面における卓越性とサービスの基準

すべての業務における倫理的かつ責任ある行動

すべての個人の権利の尊重

環境への配慮

顧客（本書では「当社」、「当社の」、「当社が」と言うこともあります）は、すべてのサプライヤーとその労働者にこのような同じコミットメントを共有することを期待しています。このようなコミットメントは、私たちのビジネスの絶対的な前提条件である品質を定義する上で重要な役割を果たします。

私たちはすべてのサプライヤーに、その製品とサービス、またその行動と関係において、卓越した品質に専念することを期待します。

本サプライヤー・サステナビリティ行動規範（SSCOC）は、社会、倫理、環境課題の責任ある管理に対するサプライヤーの義務を定めています。サプライヤーには、本SSCOCを遵守し、その活動の性質と規模、供給する商品、実施するサービスに適した方法で、その要件を実施することが期待されています。

材料、部品、完成品を調達または製造する国には異なる法律制度があることを認識していますが、当社のSSCOCは、すべ

てのサプライヤーに求められている特定の基本的な最低要件を定めています。

適用される地域の法律がサプライヤーにより緩やかな義務を課す場合は、サプライヤーは本SSCOCの基準を遵守することが期待されています。適用される地域の法律がサプライヤーにより大きな義務を課す場合は、サプライヤーはかかる法律および規制に従わなければなりません。

サプライヤーは、本文書に関する質問や懸念は、顧客の購買マネージャーに連絡してください。

懸念事項の報告

サプライヤーは、SSCOC違反を誠実に報告した者、あるいは政府執行機関が実施する調査、手続き、または聴聞会に何らかの方法で苦情を申し立てる、証言する、支援する、参加する者に対する報復を禁止しなければなりません。

サプライヤーは、違法または非倫理的行為、あるいは本SSCOCの違反があった場合、速やかに compliance@toyota-tsusho.mx宛てに電子メールにより内密に報告するものとします。

サプライヤーはまた、これらの連絡先情報を定期的に奨励し、サ

プライヤーの組織内、およびサプライヤーに代わり業務を行う請負業者または下請業者が、永続的に利用できるようにするものとします。

サプライヤーは、違法行為や非倫理的行為、サプライヤー自身の行動規範違反の事例を報告できるよう、サプライヤーの従業員、サプライヤー、一般市民がアクセスできるフィードバックの仕組みを提供するものとします。



compliance@toyota-tsusho.mx

01

人権・労働慣行



豊田通商グループの一員として、顧客は豊田通商グループ人権方針 (TTGHRP) の対象になります。顧客は、人権の保護と促進を目的とする国際原則を尊重し支持します。このSSCOCの要件は、TTGHRP、および国際労働機関 (ILO) 労働における基本的原則および権利に関する宣言にと一致しています。顧客は、すべてのサプライヤーがこれらの要件を満たすために適切な措置を講じることを期待します。

非自発的労働と強制労働

サプライヤーは、強制労働と奴隷制の廃止に関するILOの条約に定められた、基本的な労働基準を尊重するものとします。

サプライヤーはいかなる形態の強制労働も行わないものとします。これには、刑務所労働、拘束労働、年季奉公労働、奴隷労働、および/または人身売買から派生した労働が含まれます。時間外労働を含むすべての仕事は任意でなければなりません。すべての労働者は、妥当な制限を条件として、自由に職場に出入りができるものとし、妥当な通知をもって雇用またはサービスを終了することができるものとします。労働者は、雇用またはサービスの条件として、政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可証の引き渡しを義務付けられるものではありません。

適用される国内法で労働の外部委託が許可されている場合、サプライヤーは、労働者を派遣する第三者労働機関が、本SSCOCの規定、あるいは派遣国および受入国の法律のいずれのうち、労働者保護においてより厳しい方の規定を遵守することを保証するものとします。

サプライヤーは、直接労働者および契約労働者の両者の契約において、労働者が理解する言語で雇用またはサービス

の条件が明確に伝えられていることを確認しなければなりません。

サプライヤーは、すべての採用手数料および経費を支払う責任を負うものとし、かかる費用を労働者に譲渡しないものとします。かかる手数料および費用には、直接労働者と契約労働者の両者の採用、処理、配置に関連する費用が含まれますが、これらに限定されません。食費、住宅費、およびその他の費用に対するサプライヤーの請求はすべて、妥当かつ明確に文書化されているものとします。

児童労働

サプライヤーは、児童労働の廃止に関して、ILOの条約 (条約第138号および第182号を含むが、これらに限定されない) に定められた基本的な労働基準を尊重し、あらゆる形態の児童労働に反対するものとします。サプライヤーは、雇用を管轄する司法管轄区で就労可能な年齢に満たない者を雇用またはその他の方法で保持しないものとし、適用される法律または規則が15歳未満の児童の就労を許可している場合でも、いかなる場合も15歳未満の者を雇用しないものとします。

「児童」という用語は、15歳未満、義務教育を修了する年齢未満、または当該国の最低就労年齢以下のいずれか高い方の年齢未満の者を指します。18歳未満の労働者は、夜勤や時間外労働を含め、健康や安全を脅かす可能性のある業務を行ってはなりません。サプライヤーは、ILO勧告第190号の危険有害業務の定義に従い、18歳未満の者による「危険有害業務」の遂行を禁止するものとします。

職業訓練プログラムおよび実習は、関連管轄区域の適用法ならびに規制で認められている範囲内でのみ許可され、ILOの条約と合致する範囲でのみ許可されます。

サプライヤーは、労働者の年齢を確認するための適切なメカニズムを実施するものとします。サプライヤーは、15歳以上18歳未満の者の雇用を規制する、雇用を管轄する地方自治体当局と協力するものとします。

ILOの強制労働指標には、脆弱性の乱用、欺瞞、移動の制限、隔離、身体的および性的暴力、威嚇と脅迫、身分証明書の保持、賃金の指し控え、債務の束縛、虐待的な労働条件や生活条件、過度の時間外労働などが含まれますが、これらに限定されません。

続く

労働時間と報酬

サプライヤーは、最低賃金、時間外労働時間、法的に義務付けられている福利厚生に関する法律を含め、最低限、適用される賃金法を遵守するものとします。サプライヤーは、適時に労働者に支払いを行い、かかる支払いを体系的かつ意図的に差し控えないものとします。

サプライヤーは、労働時間が現地法で定められた上限を超えないようにするものとします。また、1週間の労働時間は、特別な場合を除き、時間外労働時間を含め週60時間を超えてはなりません。時間外労働はすべて任意であるとして、労働者には、7日ごとに最低1日の休日を与えられるものとします。

1週間の労働時間は、特別な場合を除き、時間外労働時間を含めて週60時間を超えてはなりません。

特別な状況（緊急事態を含むが、予想される生産要件のピークは含まない）により、サプライヤーの従業員がこれらの時間を超過しなければならない場合、いかなる場合も労働時間が過剰であってはなりません。

サプライヤーは、時間外労働時間に対し、法的に義務付けられている割増率で、あるいは法的または契約上の割増率が規定されていない場合は、通常の時給よりも高い適切な率で労働者に補償します。

サプライヤーは、賃金からの控除を懲戒処分として使用してはなりません。労働者は適時に支払いを受ける必要があり、また各サプライヤーは支払いの根拠を労働者に明確に伝える必要があります。

差別禁止とハラスメント禁止

サプライヤーは、職場または職務における差別からの保護に関するILO条約に定められた基本的な労働基準を尊重し、ハラスメントや違法な差別のない職場を約束するものとします。サプライヤーは、a) 身体的虐待、b) セクシャルハラスメント、c) 脅迫、威嚇、言葉によるハラスメント、心理的ハラスメント、および/または、d) 人種、肌の色、宗教、年齢、国籍、社会的または民族的出身、性的指向、性自認または表現、政治的所属、障害、妊娠、対象となる退役軍人の地位、組合への加入、

婚姻状況、および/または家族的責任に基づく差別を含む、差別またはハラスメントを行ってはなりません。サプライヤーの雇用、維持、および賃金、昇進、報奨、トレーニングへの参加などの雇用慣行は、差別のないものとします。

サプライヤーは、屈辱的または危険な作業、または差別的な方法で使用される可能性のある妊娠検査や身体検査を含む医療検査を、労働者に課さないものとします。

サプライヤーは、職場または職務における差別からの保護に関するILO条約に定められた基本的な労働基準を尊重し、ハラスメントや違法な差別のない職場を約束するものとします。サプライヤーは、a) 身体的虐待、b) セクシャルハラスメント、c) 脅迫、威嚇、言葉によるハラスメント、心理的ハラスメント、および/または、d) 人種、肌の色、宗教、年齢、国籍、社会的または民族的出身、性的指向、性自認または表現、政治的所属、障害、妊娠、対象となる退役軍人の地位、組合への加入、婚姻状況、および/または家族的責任に基づく差別を含む、差別またはハラスメントを行ってはなりません。サプライヤーの雇用、維持、および賃金、昇進、報奨、トレーニングへの参加などの雇用慣行は、差別のないものとします。

ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン

サプライヤーは、すべての労働者の尊厳を尊重し、多様性に富む労働環境の恩恵を受け入れ、維持するよう努め、顧客に一流の価値をもたらす多様な供給ネットワークの開発、維持、拡大を目指すことにより、ダイバーシティを尊重し、エクイティとインクルージョンの実践と方針を推進するものとします。

結社の自由

サプライヤーは、地域の法律およびILO条約第87号および第98号に従い、労働者が自由に結社、団結、団体交渉を行う権利を尊重するものとします。顧客は、建設的な業務関係を構築し、あらゆる問題の解決のために、そのサプライヤーに対し労使間の対話の奨励を期待します。

続く

健康と安全

サプライヤーは、訪問者と労働者に安全で健康的な職場を提供し、維持することを約束するものとします。サプライヤーは以下のことを行うものとします。

- 適用されるすべての労働安全衛生法および規制、ならびに顧客ポリシーを遵守する。
- 最低限、継続的な改善（カイゼン）、安全委員会への従業員の参加、リスクと危険の特定と評価、労働者が衛生と安全に関する情報にアクセスするための適切な通信手段を提供し、事故の記録管理、調査、是正措置に取り組むための手順を含む、効果的な労働安全衛生管理システムを開発し、維持する。
- 労働者の宿泊施設（雇用主が提供する場合）を含む施設とアメニティが安全で衛生的であり、労働者の基本的なニーズを満たすことができることを確認する。
- 事業所内での違法薬物の使用、所持、流通、販売を禁止する。
- 公共または民間の治安部隊を使用するときは、国際的に認められた人権を遵守する。
- 出張中の脅威その他の危険から労働者を保護するための適切なプログラムを確立する。
- 雇用を管理する管轄区域の適用法の下で必要とされるその他の約束を行う。

地域コミュニティ

顧客は、事業を行う地域の地域コミュニティの権利と生活様式の保護に取り組んでおり、サプライヤーに対し、労働および雇用慣行において、地域コミュニティの権利と生活様式の保護を求めています。さらに、サプライヤーは、地域社会レベルで社会的課題を特定し、このような課題に対処するための活動に従事するよう努めるものとします。

環境保護

顧客は、豊田通商グループの一員として、環境サステナビリティ・コミットメントを含む豊田通商グループ環境方針の対象となります。サプライヤーは、カーボンニュートラル、ウォーター・スチュワードシップ、生物多様性の保護、持続可能な資材管理などを含む、商品やサービスの提供および事業全般において、[環境サステナビリティ・コミットメント](#) の達成に努めることが期待されています。

サプライヤーは以下のことを行うものとします。

- 適用されるすべての地域、州、国の環境法と規制、ならびに供給管轄地で適用される国際基準、顧客要件、および事業契約に定められたその他の要件を遵守し、法律が明確ではない、あるいは施行されていない国では、環境への影響を管理するための妥当な慣行が実施されていることを確認する。
- 汚染を防止し、懸念物質を排除し、環境への害や劣化を軽減または排除する技術とプロセスを促進するための措置を講じる。
- リスクの特定、パフォーマンスの測定と監視、環境への影響を最小限に抑えるための継続的な改善の推進を支援する、効果的な環境管理システムを開発および維持する。
- GHGプロトコルに概説されている会計原則に従って、スコープ1、2、3の温室効果ガス（GHG）排出量データを追跡します。企業会計および報告基準、また顧客の要求に応じて、豊田通商グループのカーボンニュートラル目標に沿って、温室効果ガス排出量を削減する計画を策定し、提供する。これらの計画には、特にエネルギー効率の改善、エネルギー消費の最小化、再生可能エネルギーの購入が含まれる可能性がある。
- 水不足と品質リスクを評価し、水ストレスの高い地域の淡水利用を削減する水管理計画を作成する。
- サプライヤーの全拠点で清潔で安全な飲料水へのアクセスをサポートする、
- サーキュラーエコノミーを推進し、リユース・リサイクルを促すことで廃棄物の発生を防止・削減する。特にクローズドループにおけるプラスチックのリサイクル率を高め、梱包材の使用量を減らして梱包材を改善し、リサイクル性を向上させる。
- 無用な森林伐採を避け、特に新規用地の建設時に生物多様性と生態系を保護する。

02

倫理とビジネスインテグリティ



顧客は、最高水準のビジネス倫理に従い、すべての適用法を遵守して事業を行うことを約束します。サプライヤーにも同じことを期待しています。

法令遵守

サプライヤーは、商品の製造、価格設定、販売、流通に関するものを含むがこれらに限定されない、適用法および規制を遵守するものとします。本SSCOC内で参照されている「適用法および規制」には、地域および国の法令、法律、規則、規制、ならびに該当する条約および自主的な業界標準が含まれます。

サプライヤーは、米国(U.S.)政府によって承認されていない国際的なボイコットに参加してはなりません。サプライヤーは、適用される司法管轄区域の法律または規制により、かかる参加が義務付けられていると考える場合には、両当事者が取るべき適切な措置について話し合いができるよう、顧客に書面で通知するものとします。

サプライヤーは、本SSCOCに従って顧客に製品またはサービスを提供する能力に影響を与える可能性のある措置、調査メカニズム、または法的手続きについて、速やかに顧客に書面で通知するものとします。

腐敗防止

サプライヤーは、サプライヤーが事業を行い、顧客に商品やサービスを提供する管轄区域を管轄する、腐敗防止およびマネーロンダリング防止に関する法律、あるいは顧客が対象となる管轄区域により禁止されるであろう法令を完全に遵守して事業を行うものとします。サプライヤーは、便宜を図ってもらうための支払いを含め、サプライヤー組織内におけるいかなる形態の贈収賄や腐敗も一切容認しない方針を定め、実施するものとし、その方針とその要件の遵守方法を労働者に周知させることを徹底させます。

サプライヤーは、公務員との関係を含むがこれに限定されない、賄賂(金銭的またはその他の方法による)贈与、約束、受領、または要求をしてはなりません。

サプライヤーは、腐敗防止の取り組みに関する適切な記録を保持し、上級従業員に腐敗防止研修を実施するものとします。サプライヤーは、腐敗との闘いに関するICC規則に沿った方針を採用するものとします。

独占禁止

サプライヤーは、事業を行う管轄区域を管轄する独占禁止法および公正競争規約を完全に遵守して事業を行うものとします。

事業の継続性

サプライヤーには、災害発生時に顧客が商品やサービスを利用できるよう、事業継続リスクの管理が求められます。したがって、緊急事態、危機的状況、自然災害、サイバーセキュリティ事象、テロ・セキュリティ関連事象の発生時に、最小限の中断で事業を継続するための計画を策定していることが期待されます。サプライヤーは、顧客の要望に応じてこれらの計画を共有することが求められます。

利益相反

顧客は、利益相反またはそのように見受けられるサプライヤーとの取引を、顧客の顧問弁護士による事前の承認および許可がない限り、行わないものとします。利益相反には、第三者が顧客従業員、顧客従業員の配偶者または近親者を雇用している場合や、顧客従業員がサプライヤーの事業に金銭的利害関係がある場合などが含まれます。サプライヤーには、相反または相反の可能性が認識された場合、速やかに開示することが期待されます。

機密情報および知的財産

サプライヤーは、自らの機密情報の保護する場合と同程度の注意を払い、いかなる場合でも妥当な注意を下回ることなく、顧客の機密情報を含む顧客データの機密性、完全性、可用性を保護するものとします。

サプライヤーは、他者の知的財産(特許、意匠、商標、著作権、企業秘密など)を侵害しないものとし、かかる知的財産をライセンスなく使用しないものとします。

続く

サプライヤーは、顧客の知的財産であれ、自社の知的財産であれ、かかる知的財産を侵害または不正流用から常に保護するものとします。

プライバシー、情報セキュリティ、テクノロジー

顧客は、個人のプライバシーと情報セキュリティを尊重し、適用されるプライバシー法に準拠して、その顧客、サプライヤー、およびその他の取引先の個人情報（適用されるプライバシー法で定義されている「個人情報」）の保護に努めています。

顧客は、製品やサービスが個人情報に影響を与えたり、顧客データの機密性、完全性、可用性に重大な影響を及ぼしたり、AIの使用を含めたりするサプライヤーに対して、プライバシー、情報セキュリティ、および/またはAIデューディリジェンスのレビューを実施することができます。

サプライヤーは、第三者のベンダーおよびサプライヤーがもたらすリスクを評価するため、情報技術および運用上のセキュリティの両方を網羅する総合的なベンダー管理プログラムを維持するものとします。

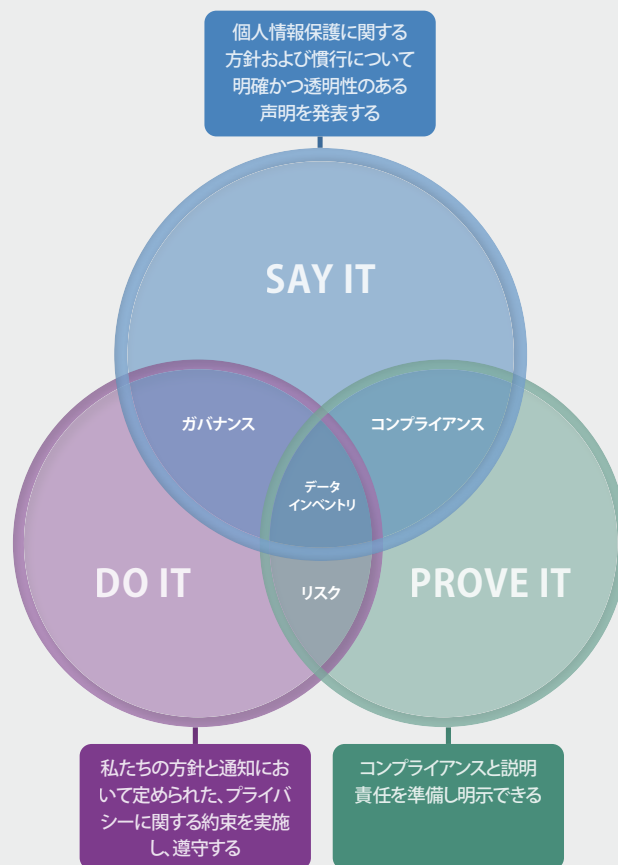
サプライヤーは、消費者、サプライチェーン内の他の企業、顧客の顧客、および労働者に関するかかる情報を含め、すべての機密情報、ならびに顧客から受け取る、または顧客に代わって処理する個人情報のセキュリティとプライバシーの確保に必要なすべての適切な技術的および組織的措置を講じるものとします。サプライヤーは、個人情報が収集、保存、処理、送信、共有される際に、適用されるすべてのプライバシー保護法、データ保護法、および規制要件を遵守するものとします。適用されるプライバシー法の意味において、サプライヤーは、顧客は「企業」であり、サプライヤーは「事業目的」のための「個人情報」の作成、収集、保存、処理、送信、共有に関して、顧客の「サービスプロバイダー」または「データ処理者」として顧客に代わってのみ行動することを認め、同意します。サプライヤーは、個人情報を決して販売しないことを表明し、保証します。

サプライヤーは、TISAXおよび/またはISO 27017/27018のような公認の基準を満たす、適切な方針、手順、およびリスク評価を含む、書面による成熟した情報セキュリティプログラムを実施し、維持するものとします。サプライヤーは、顧客データ、顧客の機密情報および個人情報を、不正アクセス、取得、開示、破壊、改ざん、不慮の損失、誤用、または損害から保護するために必要な、あらゆる管理的、物理的、技術的な安全策を、認められている業界慣行を下回らない厳密性で、さもな

ければ、適用法で義務付けられているとおり、実施するものとします。サプライヤーは、個人情報を作成、収集、アクセス、受信、処理、使用、保管、廃棄、開示される方法を含め、すべてのかかる安全策が、適用されるプライバシー法およびデータ保護法に準拠していることを確認するものとします。

両当事者は、人工知能（「AI」）がテクノロジー全体にわたって不可欠であり、広く使用されているツールであることを認識しています。AIの能力と使用が増え、進歩し続ける中、サプライヤーは、説明責任を促進しながら、AIの使用が透明で、説明可能であり、公正で、経験的に健全であることを保証することに尽力するものとします。サプライヤーは、業界で受け入れられている現行の慣行を遵守し、サプライヤーがその製品およびサービスにおいてAIを使用することを保証することにより、顧客が責任を持ってAIを使用するよう 努力することを支援するものとします。

私たちのプライバシーのモットー



続く

透明性と適切な通知、b) 適用されるすべての法律、規制、および業界のベストプラクティスを遵守します。サプライヤーは、特にサプライヤーのサービスまたは成果物が、顧客の顧客または従業員に提示される範囲で、あらゆるAIの使用を顧客に開示するものとします。

動物福祉 / 動物実験

サプライヤーは、世界動物保健機関 (OIE) が正式に定めた5つの動物の自由を尊重することが求められています。

食品安全・品質&リコール

サプライヤーは、すべての法的、業界、顧客の安全、品質、技術要件を満たす製品を顧客に提供するものとします。サプライヤーは、食品および製品安全上の危害から保護するために、適切なリスク管理システムを導入することが期待されます。サプライヤーは、製品の安全性と品質を監視し、問題があれば速やかに顧客に報告するものとします。サプライヤーは、自主的および強制的な製品回収および撤去について、顧客に通知するものとします。

責任ある鉱物調達

サプライヤーは、顧客への商品およびサービスの提供において、適用法および規制により定められている紛争鉱物を使用してはなりません。サプライヤーは、製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトの原産地と流通経路に関する方針を採用し、デューデリジェンスを実施して、それらが経済協力開発機構 (OECD) の「紛争地域、および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」、または同等の認知されているデューデリジェンスの枠組みに合致する方法により調達されていることを妥当に保証するものとします。サプライヤーは、紛争鉱物の使用禁止

を謳う適切な文言を供給契約に含め、顧客からの要求に応じて、自社の商品またはサービスが準拠していることを証明する文書を提供するものとします。

OECDにより説明され、適用法および規制に組み込まれている紛争鉱物には、一般的にタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトが含まれます。リスクの高い材料および製品のデューデリジェンスに関する追加情報については、付録1Bを参照してください。

03

実施と監視



サプライヤーは、本SSCOCの継続的な遵守状況を監視し、違反があった場合は遅滞なく是正することが求められます。

マネジメントシステム

サプライヤーは、本SSCOCに定められた要件を満たすための明確な目標とプロセスを確立するものとします。サプライヤーは、サプライヤーの業務規模と性質に適した、適切なマネジメントシステムの導入、効果的なリスクマネジメント、適切かつ十分なリソースの配分を通じて、自らのコミットメントとコンプライアンスを強化、維持、実証するものとする。サプライヤーは、本SSCOCの内容に確実に合致する対策を策定し、実施するにあたり、継続的な改善の文化を持ち、またはそれに向けて取り組むものとします。サプライヤーはまた、これらの要件に違反した場合に備えて、適切な是正メカニズムを導入するものとします。

出版物

サプライヤーは、本SSCOCの規定が労働者に確実に伝達されるように適切な措置を講じるものとします。これには、いつでも労働者が容易にアクセスできる場所に本SSCOCのコピーを目立つように掲示すること、および本SSCOCを現地の言語に翻訳することが含まれます。

モニタリングとコンプライアンス

サプライヤーは、適用法および契約条件に従い、SSCOCに準拠していることを証明する文書の維持が期待されています。

サプライヤーは、自らの労働者、および顧客にサービスを提供する、あるいは顧客に販売される商品に使用される材料、部品、もしくは製品を製造するサプライチェーン内のその他の企業が、本SSCOCに準拠することを保証する主な責任を負います。

サプライヤーは、顧客の要求に応じて、本SSCOCへの遵守を実践することが期待されます。顧客は、予告または非予告を問わず、顧客による、あるいは顧客と契約または取引を行ういかなる代理店によるものかを問わず、現地への訪問および検査を通じて、これに限定されることなく、本SSCOCへの準拠を確認する権利を留保します。

サプライヤーが本SSCOCのいずれかの側面へ準拠しなかった場合、顧客に違反通知が即座に提供されるものとします。

サプライヤーは、本SSCOCの違反に対処するために、直ちに是正措置を講じることが求められます。SSCOCに重大な違反があった場合、顧客はサプライヤーとの契約を終了する権利を留保します。

トレーニング

すべてのサプライヤーは、顧客のSSCOC要件を満たすサプライヤーの責任を、労働者が確実に果たすことができるように、適切なレベルの知識、スキル、および能力を習得するために、労働者を教育するものとします。かかるトレーニングプログラムでは、最低限、本SSCOCのトピックを取り上げるべきです。サプライヤーは、顧客の要求に応じて、顧客またはサプライヤーに適用される報告要件を満たすために、かかるトレーニングの記録およびその他の情報を顧客に提供するものとします。

付録I: サプライヤーのデューデリジェンス — 強制労働防止

A. 背景

顧客は、サプライヤー、および顧客が材料や製品を調達または購入し、製造、栽培、採掘、製錬を行う国の精査に尽力しています。この取り組みの目的は次のとおりです。

- 1) リソースを効果的に集中させる。
- 2) 顧客主導の製品と独立調達の製品の両方について、サプライチェーンをより適切に管理する。
- 3) それらの製品の生産者とその構成材料を特定する。

B. サプライヤーのデューデリジェンスの強化

顧客は、強制労働によって全体または一部が製造されるリスクがより高い製品、または製品インプットを調達するサプライヤーに対して、強化されたデューデリジェンスを実施します。顧客は、以下の要因に基づいて強制労働または児童労働のリスクを評価します。

- サプライヤーの所在地(サブティアの直接および間接サプライヤーを含む)。特定の国や地域では、製造サプライチェーンにおいて強制労働や児童労働が行われるリスクがより高くなっている。これらの地域に所在するサプライヤーは、顧客の裁量により、強化された強制労働防止デューデリジェンスの対象となる場合がある。
 - サプライヤーの参考になるように、顧客は供給される製品やその他の要因により、製造サプライチェーンにおいて強制労働や児童労働を行うより高いリスクのある国を特定している、リスクのより高い調達国のリストを作成しました。現在のリスクのより高い調達国のリストは、以下の付録IAに記載されています。本付録の情報は、信頼できる非政府組織(NGO)、および世界奴隷制指数を含む強制労働リスクを詳述したその他の資料に基づいています。
 - リスクのより高い調達国に所在するサプライヤー(直接または間接の下位サプライヤーを含む)は、強化されたデューデリジェンス手続きの対象となる場合があります。サプライヤーの事業拠点が、記載されている国のいずれかに所在している場合であっても、サプライヤーは自動的に強化されたデューデリジェンスの対象にはならないことにご注意ください。同様に、サプライヤーがリストに含まれていない他の国に所在する場合であっても、供給される製

品やその他の要因に基づいて、強化されたデューデリジェンスの対象となる場合があります。顧客は、新しい情報を入手し次第、リスクのより高い調達国のリストを定期的に更新することができます。

- 製品タイプ特定の製品および製品インプットは、強制労働または児童労働により製造されるリスクがより高く、これらの製品のサプライヤーは、強化された強制労働防止デューデリジェンスの実施を求められる場合がある。このようなより高いリスクのある製品は、強化されたデューデリジェンス手続きの対象となる場合がある。リスクのより高い製品のリストは、付録IBに記載されている。このリストは、補足更新が必要な重要実施事項が生じる場合を除き、毎年更新される。
- 強制労働または児童労働の申し立てまたは証拠顧客が信頼できる申し立てについて知ったり、サプライヤーの施設やサプライチェーンにおける強制労働または児童労働の証拠を入手した場合、サプライヤーは強化されたデューデリジェンスを受けるように求められる場合がある。
- サプライヤーは、顧客に供給される製品(または製品インプット)のサプライチェーン全体に及び、強制労働または児童労働が存在するという信頼できる申し立て、または証拠を認識した場合、顧客に通知する義務がある。この責任は、あらゆるサプライヤーの下請業者に関するデューデリジェンスにも及ぶ。
- 顧客は、法的所有権および最終的な利益所有者の両方を含む、サプライヤーの所有権に関する完全な情報を提供するように、サプライヤーに要求することができる。顧客は、サプライヤーの記録を監査し、当該情報の正確性を確認する権利を留保する。サプライヤーは、その企業名または企業管理に変更があった場合、顧客に通知するものとする。

上記要因に基づいて、当社のデューデリジェンスおよびリスクに基づく調達決定を通知することで、顧客は、サプライチェーンをより良く管理するためにリソースを効果的に集中させることができます。

続く

C. 責任ある調達に関するサプライヤーへの追加ガイダンス

強制労働および責任ある調達に関する詳細情報をサプライヤーに提供する上で役立つ、公的に利用可能なリソースが以下にいくつか示されています。

- [国際労働機関、強制労働に関するグローバル・ビジネス・ネットワーク](#)
- [国際労働機関、強制労働の指標](#)
- [国際労働機関、国際労働基準](#)
- [責任ある企業同盟、責任ある労働イニシアチブ](#)

さらに、顧客はILOと国際金融公社 (IFC) のベターワーク・プログラムを支援しており、サプライヤーの一部はベターワーク・カントリー・プログラムに参加しています。ベターワークは、特定の国の工場に評価および能力開発サービスを提供するプログラムです。ILOおよびIFCは、政府、雇用主、労働者の各国の利害関係者との協議を含む独自の基準を用い、ベターワークの活動拠点を自主的に決定します。顧客は、すべてのサプライヤーに対し、ベターワークを検討し、必要に応じて参加することを奨励します。

D. サプライチェーンのマッピング情報およびトレーサビリティに関する文書

上記(B)項で述べられている強化されたデューデリジェンスには、サプライヤーに対する以下のような要件が含まれる場合があります。

- 1) 顧客に供給される製品のサプライチェーンをマッピングする (つまり、原材料から完成品までのサプライチェーン全体を通してサプライヤーを特定します)。
- 2) トレーサビリティの文書化 (発注書、商業インボイス、支払記録、出荷記録、原産地証明書、パッキングリスト、船荷証券、生産記録、生産を支える在庫記録、日々の製造工程報告書、輸入品の生産工程リストや輸出入記録など、業務上生産された文書を通じて、原材料から輸入品までのサプライチェーンを追跡すること) を提供する。

サプライチェーン内のいずれかの企業が、顧客によって強化されたデューデリジェンスの対象に選ばれた場合、サプライヤーは、顧客から要求されたすべてのトレーサビリティに関する文書を適時に入手し、顧客に提供する必要があります。

顧客は、本SSCOCへの準拠の確認に必要な場合、追加のサプライチェーン情報およびトレーサビリティに関する文書を要求することができます。サプライヤーは、かかる求めに全面的に協力し、指定された製品について、サプライチェーン内の他の事業体から適時にサプライチェーンに関する情報とトレーサビリティに関する文書を収集するために、最善を尽くすものとします。

付録 IA: リスクのより高い調達国*

A. 背景

この情報は変更される場合があります。付録の最新版は[こちら](#)をご覧ください。

- バングラデシュ
- ブラジル
- 中国
- コートジボワール
- ドミニカ共和国
- ガーナ
- インド
- インドネシア
- 日本**
- マレーシア
- パキスタン
- ロシア
- 韓国**
- 台湾**
- タイ
- トウルキエ
- ベトナム

* 本付録の情報は、信頼できるNGO、および[世界奴隷制指標](#)を含む強制労働のリスクを詳述したその他の情報源に基づいています。記載されている国のいずれかに所在するサプライヤーは、自動的に強化されたデューデリジェンスの対象となるサプライヤーにはならないことにご注意ください。同様に、このリストに含まれていない他の国に所在するサプライヤーも、供給される製品やその他の要因に基づいて、強化されたデューデリジェンスの対象となる場合があります。

** 魚または魚製品のみについてリスクがより高いと特定された国を示しています。

付録 IB: リスクのより高い製品

A. 背景

この情報は変更される場合があります。付録の最新版は[こちら](#)をご覧ください。

以下の製品、または以下の材料や製品のいずれかを**含む製品**のサプライヤーは、厳しいデューデリジェンスを求められる場合があります。

- アルミニウムおよびアルミニウム製品*
- バッテリー電気自動車(EV)バッテリーを含む
- コバルト*
- ココア
- 綿・綿製品
- ドローン
- エレクトロニクス
- 魚・魚介類
- 靴、繊維を含む衣料品
- リチウム*
- パーム油
- ポリ塩化ビニル(PVC)製品
- ポリシリコンを含むシリカ系製品。
- 鉄鋼・鉄鋼製品
- 水酸化ナトリウム (灰汁または苛性ソーダ)
- 木材
- タイヤ(ゴム)
- トマト製品

さらに、**電気自動車(EV)用バッテリー**またはその**副資材**のサプライヤーは、製品または材料に**重要鉱物(上記*印で記載)**が含まれている場合、より厳しいデューデリジェンスを求められる場合があります。重要な鉱物には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- グラファイト
- マグネシウム
- マンガン
- ニッケル
- タンタル
- ブリキ
- タングステン
- 亜鉛
- ジルコニウム

重要鉱物の全リストは、[こちら](#)からご覧いただけます。